

一般社団法人島根県建設業協会長 様

島根県土木部技術管理課長
(公印省略)

島根県発注工事等における情報共有システム実施要領の一部改定について (通知)

平素より、島根県土木行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、情報共有システムについては令和 3 年 3 月 12 日付け技第 489 号「島根県発注工事等における情報共有システム実施要領」により運用しているところですが、下記のとおり要領を一部改訂しますので、協会員様への周知をお願い致します。

記

1. 改定概要

- ・ 必須工事対象金額を 5,000 万円以上とする
(利用不可理由書の提出で、受注者都合により利用しないことも可能)
- ・ 5,000 万円未満の工事も受注者の申し出により利用可能
(受発注者協議による決定を削除)

2. 適用

- ・ 令和 5 年 10 月 1 日時点でシステムを使用し継続中の工事等
- ・ 令和 5 年 10 月 1 日以降システムを使用する工事等

3. その他

- ・ 島根県職員ポータル土木部技術管理課ライブラリ
- ・ 島根県土木部技術管理課ホームページ
(https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/cals_ec/)
- ・ 周知チラシ

問い合わせ先

島根県土木部技術管理課長寿命化推進室 森山、小畑

TEL : 0852-22-6745 / 6014

FAX : 0852-22-6329

MAIL : ijikanrystem@pref.shimane.lg.jp

島根県発注工事等における情報共有システム実施要領

令和5年8月31日
島根県土木部技術管理課

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県農林水産部及び土木部（営繕・建築除く）が発注する工事等において、情報共有システム(以下「システム」という。)を利用するにあたり必要な事項を次のとおり定める。

(目的)

第2条 システム導入による受発注者間協議の簡素化によって業務効率化及び県下でのシステム利用方法の統一を目的とする。

(定義)

第3条 この要領で用いる用語の定義を以下に示す。

(1) システム

情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現すること。

(2) 工事等帳票

「指示」、「協議」、「通知」、「承諾」、「提出」、「報告」、「その他」の行為に必要な書類（工事履行報告書、工事打合簿、施工体制台帳、施工に係る協議資料等）及びその添付資料をいう。

(対象工事)

第4条 島根県農林水産部及び土木部（営繕・建築除く）が発注する全工事等を対象とし、当初設計額 5,000 万円以上の工事については必須とする。ただし、受注者から別添「情報共有システム利用不可理由書」が提出され、その理由が適切であると認められる場合は、当該工事の対象外とする。また、5,000 万円未満の工事については受注者からシステム利用の申し出があった場合、発注者は応じなければならない。

(使用システム)

第5条 使用するシステムは別紙【表-1 利用システム一覧】から受注者が選択する。

なお、これによりがたい場合は受発注者協議により決定すること。

(システム利用者)

第6条 発注者における利用者は、監督員、主任監督員、総括監督員、検査員を基本とし、初回協議において決定すること。なお、利用者は上記によらず適宜変更できるものとし、書類決裁において必要と判断される場合は、所長（局長）、担当部長、契約業務課職員等を適宜追加すること。

(対象書類)

第7条 システムの対象書類は受発注者間でやり取りを行う工事等帳票とするが、契約書等電子決裁によらないものは対象外とする。

(決裁)

第8条 システムを利用した電子決裁とし、システムを利用する場合、工事等帳票の紙決裁をしてはならない。

(電子署名・電子押印)

第9条 システムで処理を行う工事等帳票における電子署名・電子押印については、紙への署名・押印と同等の処理ができることから、「書面」として認める。

(電子納品・検査・成果品の保管)

第10条 電子納品・成果品の保管については、島根県電子納品運用ガイドライン（簡易版）〔島根県土木部〕及び島根県電子納品運用ガイドライン（簡易版）〔島根県農林水産部〕に基づき、実施する。システムで作成・決裁した工事等帳票は電子納品のその他フォルダに格納する。別紙【図-1 電子納品フォルダ構成】参照。
電子納品した工事等帳票については、電子検査とする。

(システム使用料)

第11条 システム使用に要する登録料及び利用料は技術管理費として共通仮設費率に含まれる。

(その他)

第12条 本要領に定めのない事項については、受発注者が協議の上、決定する。

附則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

「島根県における情報共有システム試行実施要領（令和元年5月20日発 技第53号）」については廃止とする。

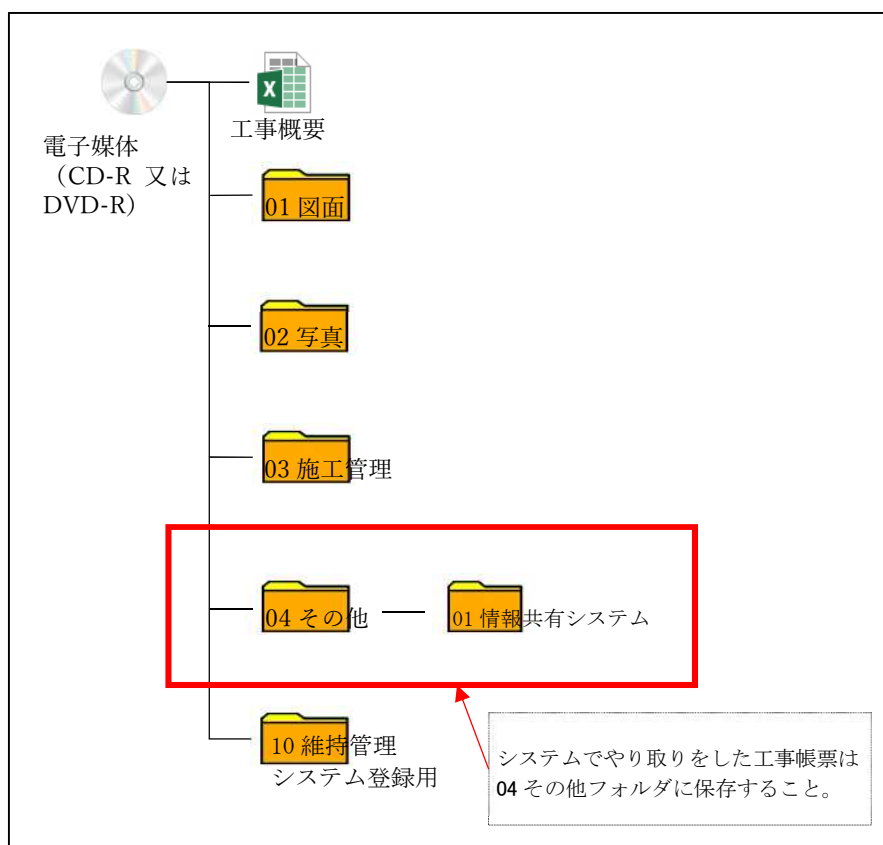
2 この要領は、令和4年6月13日から施行する。

3 この要領は、令和5年10月1日から施行する。

【表-1 利用システム一覧】

No	会社名	システム名
1	(株) 現場サポート	現場クラウド One
2	(株) 建設総合サービス	電納ASPer
3	日本電気 (株)	工事監理官
4	(株) アイサス	information bridge
5	(株) 建設システム	工事情報共有システム
6	(株) ビーイング	BeingCollaboration
7	川田テクノシステム (株)	basepage

【図-1 電子納品フォルダ構成】



(別添 様式1)

令和 年 月 日

発注者 様

(会社名)
現場代理人
(氏 名)

情報共有システム利用不可理由書

工 事 名 :

上記工事については、下記理由により、情報共有システムを利用しない旨、報告します。

記

利用不可理由：該当するものに○を記入のこと。(複数選択可)

1. 現場事務所にパソコンやタブレット及びインターネット接続環境が用意できない
2. システム利用に対応できる技術者がいない
3. その他の理由 (以下に具体的に理由を記入)

--

島根県発注工事等における情報共有システム実施要領

令和5年8月31日
島根県土木部技術管理課

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県農林水産部及び土木部（営繕・建築除く）が発注する工事等において、情報共有システム(以下「システム」という。)を利用するにあたり必要な事項を次のとおり定める。

(目的)

第2条 システム導入による受発注者間協議の簡素化によって業務効率化及び県下でのシステム利用方法の統一を目的とする。

(定義)

第3条 この要領で用いる用語の定義を以下に示す。

(1) システム

情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現すること。

(2) 工事等帳票

「指示」、「協議」、「通知」、「承諾」、「提出」、「報告」、「その他」の行為に必要な書類（工事履行報告書、工事打合簿、施工体制台帳、施工に係る協議資料等）及びその添付資料をいう。

(対象工事)

第4条 島根県農林水産部及び土木部（営繕・建築除く）が発注する全工事等を対象とし、当初設計額5,000万~~2~~億円以上の工事については必須とする。ただし、受注者から別添「情報共有システム利用不可理由書」が提出され、その理由が適切であると認められる場合は、当該工事の対象外とする。また、5,000万~~2~~億円未満の工事については受注者からシステム利用の申し出があった場合、発注者は応じなければならない。ただし、~~小規模工事、維持工事（浚渫、伐採等）については受発注者間の協議により利用を決定すること。~~

(使用システム)

第5条 使用するシステムは別紙【表-1 利用システム一覧】から受注者が選択する。

なお、これによりがたい場合は受発注者協議により決定すること。

(システム利用者)

第6条 発注者における利用者は、監督員、主任監督員、総括監督員、検査員を基本とし、初回協議において決定すること。なお、利用者は上記によらず適宜変更できるものとし、書類決裁において必要と判断される場合は、所長（局長）、担当部長、契約業務課職員等を適宜追加する

こと。

(対象書類)

第7条 システムの対象書類は受発注者間でやり取りを行う工事等帳票とするが、契約書等電子決裁によらないものは対象外とする。

(決裁)

第8条 システムを利用した電子決裁とし、システムを利用する場合、工事等帳票の紙決裁をしてはならない。

(電子署名・電子押印)

第9条 システムで処理を行う工事等帳票における電子署名・電子押印については、紙への署名・押印と同等の処理ができることから、「書面」として認める。

(電子納品・検査・成果品の保管)

第10条 電子納品・成果品の保管については、島根県電子納品運用ガイドライン（簡易版）〔島根県土木部〕及び島根県電子納品運用ガイドライン（簡易版）〔島根県農林水産部〕に基づき、実施する。システムで作成・決裁した工事等帳票は電子納品のその他フォルダに格納する。別紙【図-1 電子納品フォルダ構成】参照。

電子納品した工事等帳票については、電子検査とする。

(システム使用料)

第11条 システム使用に要する登録料及び利用料は技術管理費として共通仮設費率に含まれる。

(その他)

第12条 本要領に定めのない事項については、受発注者が協議の上、決定する。

附則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

「島根県における情報共有システム試行実施要領（令和元年5月20日発 技第53号）」については廃止とする。

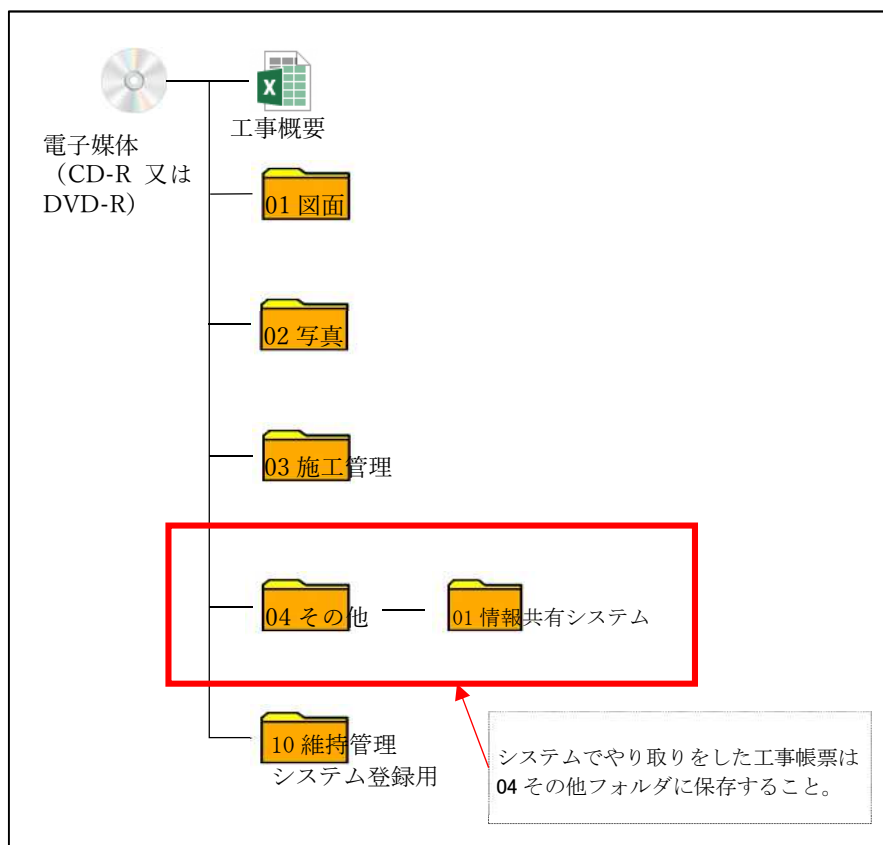
2 この要領は、令和4年6月13日から施行する。

3 この要領は、令和5年10月1日から施行する。

【表-1 利用システム一覧】

No	会社名	システム名
1	(株) 現場サポート	現場クラウド One
2	(株) 建設総合サービス	電納ASPer
3	日本電気 (株)	工事監理官
4	(株) アイサス	information bridge
5	(株) 建設システム	工事情報共有システム
6	(株) ビーイング	BeingCollaboration
7	川田テクノシステム (株)	basepage

【図-1 電子納品フォルダ構成】



(別添 様式1)

令和 年 月 日

発注者 様

(会社名)
現場代理人
(氏 名)

情報共有システム利用不可理由書

工 事 名 :

上記工事については、下記理由により、情報共有システムを利用しない旨、報告します。

記

利用不可理由：該当するものに○を記入のこと。(複数選択可)

1. 現場事務所にパソコンやタブレット及びインターネット接続環境が用意できない
2. システム利用に対応できる技術者がいない
3. その他の理由 (以下に具体的に理由を記入)

--



農林・土木工事におけるASPの取組が変わります！！

(令和5年10月から施行スタート)

【変更後】

- ・必須工事対象金額：当初設計金額5,000万円以上
(受注者都合により利用しないことも可能)
- ・5,000万円未満の工事も受注者の申し出により利用可能



【変更前】

- ・必須工事対象金額：当初設計金額2億円以上
- ・受注者都合による利用不可を認めない
- ・2億円未満の工事は、受発注者協議により利用を決定

※ASP: 情報共有システム_公共工事において受発注者が工事目的物を施工・管理する上で必要な情報を電子的に一元管理・共有し、相互利用を図るシステムのこと

ASP導入のメリット	
発注者	受注者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 回答処理状況の確認・把握が容易 ・ 発議前の事前打合せが容易 ・ 帳票等の整理・管理が容易 ・ 大容量データの共有 ・ スケジュール調整の効率化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動時間の削減（書類提出等） ・ 帳票等の整理・管理が容易 ・ 大容量データの共有 ・ スケジュール調整の効率化



お問い合わせ先

島根県土木部技術管理課長寿命化推進室 森山、小畑

TEL：0852-22-6745 / 6014

FAX：0852-22-6329

MAIL：ijikanrisystem@pref.shimane.lg.jp

技352

▼土木部各課(案1)

11部	<input checked="" type="checkbox"/>	土木総務課長
	<input type="checkbox"/>	土木総務課建設産業対策室
	<input type="checkbox"/>	技術管理課
	<input type="checkbox"/>	技術管理課長寿命化推進室
	<input checked="" type="checkbox"/>	用地対策課
	<input checked="" type="checkbox"/>	道路維持課長
	<input checked="" type="checkbox"/>	道路建設課長
	<input checked="" type="checkbox"/>	高速道路推進課長
	<input checked="" type="checkbox"/>	河川課長
	<input type="checkbox"/>	河川課河川開発室長
	<input checked="" type="checkbox"/>	斐伊川神戸川対策課
	<input checked="" type="checkbox"/>	港湾空港課長
	<input checked="" type="checkbox"/>	砂防課長
	<input checked="" type="checkbox"/>	都市計画課長
	<input type="checkbox"/>	都市計画課景観政策室
	<input checked="" type="checkbox"/>	下水道推進課長
	<input type="checkbox"/>	建築住宅課長

▼土木部各事務所(案1)

15部	<input checked="" type="checkbox"/>	松江県土整備事務所長
	<input checked="" type="checkbox"/>	松江県土整備事務所 広瀬土木事業所長
	<input checked="" type="checkbox"/>	雲南県土整備事務所長
	<input checked="" type="checkbox"/>	雲南県土整備事務所 仁多土木事業所長
	<input checked="" type="checkbox"/>	出雲県土整備事務所長
	<input checked="" type="checkbox"/>	県央県土整備事務所長
	<input checked="" type="checkbox"/>	県央県土整備事務所 大田事業所長
	<input checked="" type="checkbox"/>	浜田県土整備事務所長
	<input checked="" type="checkbox"/>	益田県土整備事務所長
	<input checked="" type="checkbox"/>	益田県土整備事務所 津和野土木事業所長
	<input checked="" type="checkbox"/>	浜田河川総合開発事務所長
	<input checked="" type="checkbox"/>	出雲空港管理事務所長
	<input checked="" type="checkbox"/>	宍道湖流域下水道管理事務所長
	<input checked="" type="checkbox"/>	浜田港湾振興センター所長
	<input checked="" type="checkbox"/>	隠岐支庁県土整備局長

▼農林水産部(案1)

7部	<input type="checkbox"/>	農畜産課長
	<input checked="" type="checkbox"/>	農村整備課長
	<input checked="" type="checkbox"/>	農地整備課長
	<input type="checkbox"/>	林業課長(緑化センタースタッフ)
	<input checked="" type="checkbox"/>	森林整備課長
	<input checked="" type="checkbox"/>	水産課基盤整備室(漁港漁場整備課管理者)
	<input checked="" type="checkbox"/>	東部農林水産振興センター所長(東部農振管理者)
	<input checked="" type="checkbox"/>	西部農林水産振興センター所長(西部農振管理者)
	<input checked="" type="checkbox"/>	隠岐支庁農林水産局長(隠岐農林管理者)
	<input type="checkbox"/>	

- 【案 1】・・・33部
- 【案 2】・・・1部
- 【案 3】・・・0部

▼国の機関

0部	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	

▼土木部・農林水産部以外の機関(案2)

0部	<input type="checkbox"/>	管財課長
	<input type="checkbox"/>	薬事衛生課長
	<input type="checkbox"/>	埋蔵文化財調査センター所長
	<input type="checkbox"/>	県警本部交通規制課長
	<input type="checkbox"/>	営繕課
	<input type="checkbox"/>	

※基準書あり、積算システムなし

▼土木部・農林水産部以外の機関(案2)

0部	<input type="checkbox"/>	自然環境課長
	<input type="checkbox"/>	企業局施設課長
	<input type="checkbox"/>	消防総務課長
	<input type="checkbox"/>	廃棄物対策課長
	<input type="checkbox"/>	

※基準書あり、積算システムあり

▼土木部・農林水産部以外の公的機関(案3)

0部	<input type="checkbox"/>	境港管理組合港湾管理委員会 事務局長
	<input type="checkbox"/>	(公財)しまね農業振興公社 事務局長【※】
	<input type="checkbox"/>	しまね土地住宅機構 事務局長
	<input type="checkbox"/>	(公財)島根県建設技術センター 理事長
	<input type="checkbox"/>	(一社)水産土木建設技術センター 松江支所長【※】
	<input type="checkbox"/>	島根県土地改良事業団体連合会長【※】
	<input type="checkbox"/>	(公社)島根県林業公社 事務局長

※基準書あり、積算システムあり

▼土木部・農林水産部以外の公的機関

0部	<input type="checkbox"/>	森林総合研究所
	<input type="checkbox"/>	島根県環境管理センター
	<input type="checkbox"/>	斐川町宍道町水道企業団
	<input type="checkbox"/>	日本下水道事業団 島根工事事務所長
	<input type="checkbox"/>	

※基準書あり、積算システムなし

▼各市町村(案3)

0部	<input type="checkbox"/>	松江市長
	<input type="checkbox"/>	安来市長
	<input type="checkbox"/>	雲南市長
	<input type="checkbox"/>	飯南町長
	<input type="checkbox"/>	奥出雲町長
	<input type="checkbox"/>	出雲市長
	<input type="checkbox"/>	川本町長
	<input type="checkbox"/>	美郷町長
	<input type="checkbox"/>	邑南町長
	<input type="checkbox"/>	大田市長
	<input type="checkbox"/>	江津市長
	<input type="checkbox"/>	浜田市長
	<input type="checkbox"/>	益田市長
	<input type="checkbox"/>	津和野町長
	<input type="checkbox"/>	吉賀町長
	<input type="checkbox"/>	隠岐の島町長
	<input type="checkbox"/>	海士町長
	<input type="checkbox"/>	西ノ島町長
	<input type="checkbox"/>	知夫村長

▼一般社団法人島根県建設業協会(案2)